

県外保育士移住費等支援事業補助金交付要綱

(令和3年12月22日こどもみらい部長決裁)

(令和4年3月24日こどもみらい部長決裁)

(令和5年5月15日こどもみらい部長決裁)

(令和5年12月19日こどもみらい部長決裁)

(令和6年4月18日こどもみらい部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県外（以下「県外」という。）から保育人材を呼び寄せ、那覇市内の保育所等（以下「市内保育所等」という。）において必要な保育士の確保を図り、保育士不足による待機児童の解消の一助とすることを目的に、県外から沖縄県内（以下「県内」という。）に移住し、かつ市内保育所等で保育士として就業した者に対し、当該就業に伴う移住に要した費用として、県外保育士移住費等支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、保育士確保対策強化事業補助金交付要綱（令和4年4月1日沖縄県制定）、保育士確保対策強化事業実施要綱（令和4年4月1日沖縄県制定）及び那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭をいう。
- (2) 保育所等 児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の規定により認定された認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所及び同法同条第12項に規定する事業所内保育事業所（ただし、公立を除く。）をいう。

(補助金の対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、保育士の資格を有し児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録（以下「登録」という。）を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 移住元に関する要件

現住所が県内にある場合は、その直前の住所が県外であること又は現に県外に在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 当該年度の前年度の3月1日から当該年度の3月22日までの期間に県内に移住した又は移住する見込みであること。

(イ) 県内に移住し、市内保育所等で就業を開始した日(以下「就業開始日」という。)から1年以上継続して県内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 本補助金の交付を受けたことがないこと。

(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本国籍を有する者、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) その他市長が本補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 当該年度の初日から当該年度の末日までの期間に雇用された者又は同期間中に内定を承諾し、雇用される見込みの者(以下「内定者」という。)であること。

イ 市内保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく保育士としての就業(内定者にあつては就業予定)であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上ある(内定者にあつては同時間以上が見込まれる)こと。

ウ イの直接雇用契約に期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2 対象者が2人以上の世帯(住民票上の世帯をいう。以下同じ。)に属し、対象者以外の世帯員が次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、対象者以外の世帯員も本補助金の対象(以下「対象世帯員」という。)とし、対象者を含み世帯として本補助金の対象(以下「対象世帯」という。)とする。

(1) 世帯員のうち1人以上が移住元において、対象者と同一世帯に属していたこと。

(2) 世帯員のうち1人以上が申請時において、対象者と同一世帯に属していること。

(3) 世帯員のうち1人以上がいずれも、当該年度の前年度の3月1日から当該年度の

3月22日までの期間に移住した又は移住する見込みであること。

- (4) 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者又は対象世帯が県外から県内へ移住するために要した費用とし、次の各号に掲げるものとする。ただし、本補助金以外の補助金・助成金等において、対象者又は対象世帯員が、当該経費の交付を受けている場合は、重複する経費を除いたものについて補助対象経費とする。

- (1) 県内への転居のため渡航等に要する経費
- (2) 引越事業者や運搬事業者等に依頼して行う、県内への転居に係る生活用品等の運搬等に要する経費
- (3) 県内への転居にあたりやむを得ず宿泊する必要が生じたため、県内の宿泊施設に宿泊した際に要した宿泊に係る最低限度の経費
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内とし、対象者のみの申請の場合にあつては200,000円、対象世帯での申請の場合にあつては400,000円を上限とする。なお、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 対象者が補助金の申請を行おうとするとき(以下「申請者」という。)は、当該年度の3月6日までに県外保育士移住費等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)及び申請者情報等一覧・誓約書(第1号様式(別紙1))に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し(実績が確定している場合)
- (2) 就業先の就業証明書兼就業予定証明書(第1号様式(別紙2))及び雇用契約書の写し(内定者にあつては、就業予定先の就業証明書兼就業予定証明書(第1号様式(別紙2))のみ。)
- (3) 登録を受けたことを証する書類
- (4) 住民票(現住所が県外にある申請者は現住所が確認できるもの、現住所が県内にある申請者は現住所及び前住所が確認できるもの、対象世帯での申請の場合は対象世帯員分の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)
- (5) その他、市長が必要とする書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があつたときは、その内容について審査し、予算の範囲内において、補助金の交付を決定(以下「受給決定者」という。)し、県外保育士移住費等支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により

通知するものとする。

(補助金の変更等の申請等)

第7条 受給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度の3月13日までに県外保育士移住費等支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）及び申請者情報等一覧(変更後)(第3号様式(別紙1))に、当該変更に係る第5条各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の変更により、補助金交付申請額に追加交付等の申請があるとき

(2) 申請内容に関する情報等に変更があるとき

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、変更を決定したときは、県外保育士移住費等支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 受給決定者が、補助金の交付申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日までに、県外保育士移住費等支援事業補助金交付申請取下書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 受給決定者は、当該年度の3月22日までに、県外保育士移住費等支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書等の写し（申請時に提出し変更がない場合は提出不要とする。）

(2) 本補助金以外の補助金・助成金等において、対象者又は対象世帯員が、補助対象経費と重複する経費の交付を受けている場合は、当該経費が確認できる書類

(3) 雇用契約書の写し（申請時に内定者であったため当該書類を提出していない場合）

(4) 住民票（現住所及び前住所が確認できるもの、対象世帯での申請の場合は対象世帯員分の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの、申請時に提出済の場合はその限りではない）

(5) その他、市長が必要とする書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、県外保育士移住費等支援事業補助金交付額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金は、原則、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。また、受給決定者は補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 口座振込依頼書（第8号様式(別紙1)）
- (2) 受給決定者名義の通帳の写し（通帳表紙とフリガナ・支店等のある頁）
- (3) その他、市長が必要とする書類
(調査等)

第12条 市長は、県外保育士移住費等支援事業が適切に実施されたか等を確認するため、必要があると認めるときは、受給決定者に対し、交付に関する報告を求め、その報告に対し、調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 就業開始日から1年以上継続して県内に居住しなかったとき
 - (2) 就業開始日から1年以上継続して保育所等で保育士として就業しなかったとき
 - (3) 規則及び本要綱の規定に反し又は該当しなくなったとき
 - (4) 虚偽の内容で申請したことが判明したとき
 - (5) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して受給決定者に県外保育士移住費等支援事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分について、期限を付してその返還を命じ、県外保育士移住費等支援事業補助金返還命令通知書(第10号様式)により通知するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、この効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付決定を受けた受給決定者に対する第12条から第14条までの規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、この効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付決定を受けた受給決定者に対する第12条から第14条までの規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年12月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、この効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付決定を受けた受給決定者に対する第12条から第14条までの規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。